

保育認定（2号）を受けた子どもの利用者負担額

■大田原市

2号認定（3歳以上）

（平成30年度現在）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
		（※上段：保育標準時間認定、 下段：保育短時間認定を受けた金額）	
階層区分	定義	3歳の子ども	4歳以上の子ども
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市民税非課税世帯	3,000円	3,000円
		3,000円	3,000円
第3階層	48,600円未満	6,600円	6,600円
		6,400円	6,400円
第4階層	48,600円以上71,900円未満	14,000円	14,000円
		13,700円	13,700円
第5階層	71,900円以上97,000円未満	16,200円	16,200円
		15,900円	15,900円
第6階層	97,000円以上121,000円未満	18,000円	18,000円
		17,600円	17,600円
第7階層	121,000円以上145,000円未満	20,000円	19,000円
		19,600円	18,600円
第8階層	145,000円以上169,000円未満	22,000円	20,000円
		21,600円	19,600円
第9階層	169,000円以上195,400円未満	23,000円	21,000円
		22,600円	20,600円
第10階層	195,400円以上221,800円未満	23,500円	21,500円
		23,100円	21,100円
第11階層	221,800円以上248,200円未満	24,000円	22,000円
		23,500円	21,600円
第12階層	248,200円以上274,600円未満	24,500円	22,500円
		24,000円	22,100円
第13階層	274,600円以上301,000円未満	25,000円	23,000円
		24,500円	22,600円
第14階層	301,000円以上397,000円未満	28,000円	26,000円
		27,500円	25,500円
第15階層	397,000円以上	29,000円	27,000円
		28,500円	26,500円

保育認定（2号）を受けた子どもの利用者負担額

■那須塩原市

2号認定（3歳以上）

（平成30年度現在）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市民税非課税世帯	4,000円	3,000円
第3階層	48,600円未満	11,000円	8,000円
第4階層	48,600円以上97,000円未満	19,000円	16,000円
第5階層	97,000円以上169,000円未満	23,600円	20,600円
第6階層	169,000円以上301,000円未満	26,000円	23,000円
第7階層	301,000円以上	28,000円	25,000円